

## 和歌山県立医科大学薬学部臨床薬学教授等の称号付与規定と基準

和歌山県立医科大学薬学部における臨床教育に協力する学外の医療機関等の優れた常勤の薬剤師に対して、臨床薬学教授、臨床薬学准教授、または臨床薬学講師の称号を付与する。

申請には履歴書および有効な認定証の提出が必要である。臨床薬学教授等の称号の付与する期間は、実習の指導および評価に協力する期間とし、3年以内とする。但し、更新することを妨げない。更新時には、過去3年間の本校薬学生への教育実績を付記すること。

### 臨床薬学教授

臨床経験\*が15年以上であること。

かつ、博士の学位、または、別表の資格1に定める学会等が認定する指導・専門・認定薬剤師の資格を有する者。

### 臨床薬学准教授

臨床経験が10年以上であること。

かつ、臨床薬学教授と同等の資格を有すること。または、別表の資格2に定める学会等が認定する指導・専門・認定薬剤師の資格を有する者で、日本病院薬剤師会病院薬学認定薬剤師、もしくは日本薬剤師会薬剤師生涯学習達成度確認試験に合格したJPALS認定薬剤師(CLレベル6)\*\*であること。

### 臨床薬学講師

臨床経験が7年以上であること。

かつ、臨床薬学准教授と同等の資格を有すること。または、日本病院薬剤師会病院薬学認定薬剤師、もしくは日本薬剤師会薬剤師生涯学習達成度確認試験に合格したJPALS認定薬剤師(CLレベル6)\*\*であること。

\*臨床経験年数:病院薬剤師あるいは保険薬局薬剤師としての正味の臨床経験年数、従って、産休および育休などの長期休暇・休職も原則除外する。

\*\*本授与規定制定後3年以内は、暫定的に生涯学習達成度確認試験未受験のJPALS認定薬剤師(CLレベル5)も可とする。但し、更新時にはCLレベル6であることが必要である。

別表:指定する学会等が認定する指導・専門・認定薬剤師

資格1. 臨床薬学教授(認定資格要件に、1報以上の査読規定のある原著論文業績が求められる指導・専門・認定薬剤師)

- ・日本医療薬学会:医療薬学会指導薬剤師、がん指導薬剤師、薬物療法指導薬剤師
- ・日本臨床薬理学会:日本臨床薬理学会指導薬剤師、日本臨床薬理学会認定薬剤師
- ・日本緩和医療薬学会:緩和医療専門薬剤師
- ・日本病院薬剤師会:がん薬物療法専門薬剤師、感染制御専門認定薬剤師、精神科専門薬剤師、妊婦・授乳婦専門薬剤師、HIV感染症専門薬剤師、
- ・その他:上記の指導・専門・認定薬剤師制度と同等であると和歌山県立医科大学薬学部が個別に認定する指導・専門・認定薬剤師

資格 2. 臨床薬学教授(認定資格要件に、論文業績は求めないが、単位・自験症例\*\*\*・試験が必要な学会レベルの指導・専門・認定・認定薬剤師)

- ・日本医療薬学会:医療薬学会専門薬剤師、がん専門薬剤師、薬物療法専門薬剤師
- ・日本臨床腫瘍薬学会:外来がん治療専門薬剤師、外来がん治療認定薬剤師
- ・日本化学療法学会:抗菌化学療法認定薬剤師
- ・日本糖尿病療養指導士認定機構:糖尿病療養指導士
- ・日本在宅薬学会:在宅療養支援認定薬剤師
- ・日本緩和医療薬学会:緩和薬物療法認定薬剤師
- ・日本臨床救急医学会:救急認定薬剤師
- ・日本腎臓病薬物療法学会:腎臓病薬物療法認定薬剤師
- ・日本病院薬剤師会:がん薬物療法認定薬剤師、感染制御認定薬剤師、精神科薬物療法認定薬剤師、妊婦・授乳婦薬物療法認定薬剤師、HIV感染症薬物療法認定薬剤師
- ・その他:上記の指導・専門・認定薬剤師制度と同等であると和歌山県立医科大学薬学部が個別に認定する指導・専門・認定薬剤師

\*\*\*薬学的介入によって、患者のアウトカムが改善された症例を示す。

(注) 下記の 3 つの専門領域の認定には、自験症例の提示が求められていないので、資格 2 に現在は該当しない。しかし今後、これらの認定に症例の提示が加えられた場合は資格 2 に該当するものとする。

- ・日本臨床栄養代謝学会:NST 専門療法士
- ・日本プライマリ・ケア連合学会:プライマリ・ケア認定薬剤師
- ・日本薬剤師研修センター:漢方薬・生薬認定薬剤師